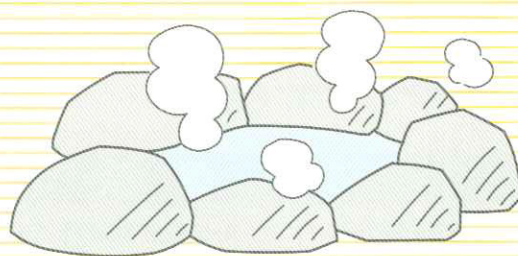


## 加入者の皆様への特典

加入者の皆様の健康増進の一助として、公共の温泉施設の利用優待券(1枚200円相当)を発行しており、県や市町村などが運営する県内36カ所(H.17.6現在)の温泉施設でお使いいただけます。

利用優待券は、毎年6月中旬に加入者数に応じて(1口あたり1枚)各加入者に直接送付し、7月から1年間ご利用いただけます。



## 掛金等の税法上の取扱い

### 1. 法人企業が共済掛金を支払う場合

- (1) 法人企業が保険金受取人の場合、共済掛金のうち保険料は福利厚生費、経費(手数料)は雑費として損金算入できます。
- (2) 被保険者が従業員で保険金受取人が従業員の家族の場合、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは、損金算入できます。ただし、従業員にとっては給与所得として課税の対象となります。

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の 会社の経理
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取利息	貯蓄積立金	
法人企業	役員 従業員	会社	福利厚生費	雑 費	雑 収 入	(資産計上) 貯共積立金	受取時……雑収入(益金) 支給時……死亡退職金または 死亡弔慰金(損金)
	従業員	従業員の家族	給料				—
	役員	役員の家族	役員報酬				—

### 2. 個人事業主が共済掛金を支払う場合

- (1) 事業主が保険金受取人の場合、共済掛金のうち従業員の保険料は福利厚生費、経費(手数料)は雑費として必要経費に算入できます。
- (2) 被保険者が従業員で保険金受取人が従業員の家族の場合、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは、必要経費に算入できます。ただし、従業員にとっては給与所得として課税の対象となります。
- (3) 被保険者が事業主および家族の場合、保険料は確定申告の際、生命保険料、短期損害保険料として所得から控除できます。

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の 会社の経理	
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取利息	貯蓄積立金		
個人事業主	事業主	事業主の家族	—	—	雑 所 得	(資産計上) 貯共積立金	—	
	専従者	事業主	—	—			—	
		事業主を除く 専従者の家族	—	—			—	
	従業員	事業主	福利厚生費	雑費			—	受取時……雑収入(事業所得) 支給時……死亡退職金または 死亡弔慰金(費用)
		従業員の家族	給料	雑費			—	—

※(1)の場合の仕訳例(法人企業・個人事業主ともに)

1. 掛金を払込んだとき  
(借方) (貸方)  
貯蓄積立金/預金(現金)

2. 決算のとき(保険料と経費)  
(借方) (貸方)  
福利厚生費/貯蓄積立金  
雑費

●貯蓄積立金等の内訳は、毎月6月中旬頃に「加入状況のお知らせ」としてお送りしています。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先